

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書提出要領

産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）の交付者に課されている当該マニフェストの交付に関する報告書の提出義務については、廃棄物処理法第12条の3第7項に明記されており、同施行規則第8条の27により、廃棄物を排出する事業者は、事業場ごとに、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付したマニフェストの交付等の状況（産業廃棄物の種類及び排出量、マニフェストの交付枚数等）に関し、報告書を作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

1. 対象者

この要領の対象となる事業者は、長崎県内（長崎市及び佐世保市を除く。以下、同じ。）の事業場（建設現場等所在地が一定しない事業場を含む。以下、同じ。）において産業廃棄物を排出し、マニフェストを交付している事業者（2次マニフェストを交付する中間処理業者も含む。）とする。

ただし、電子マニフェストを交付している事業者は、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが代行するので、事業者自らが報告する必要はない。

なお、長崎市及び佐世保市に所在する事業場分については、当該市が定める方法で当該市に報告すること。

2. 報告様式作成に当たっての注意事項

- (1) 報告書は事業場ごとに作成すること。
- (2) 廃棄物の種類又は委託先が多数になり様式に収まらない場合は、この報告様式を複数枚利用して報告すること。
- (3) 「業種」欄については、環境省の通知の中で示されている「日本標準産業大・中分類一覧」の「中分類」に基づいて記載すること。
- (4) 事業場の設置が短期間又は建設現場等所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場として取りまとめたうえで集計し、提出すること。
- (5) 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記載すること。
- (6) 電気製品が廃棄物になったもの等やむを得ず複数の種類の産業廃棄物が混合している場合は、混合廃棄物として取り扱うこととし、必要事項を記載、報告すること。
- (7) 産業廃棄物の種類の欄には、別表1から該当する産業廃棄物を選択し、記入すること。また、特別管理産業廃棄物については、「産業廃棄物の種類」欄に記載する産業廃棄物の種類の前に「特管」と記載すること。（記入例：「特管」廃油）
- (8) 産業廃棄物の排出量は「トン」で報告すること。なお、把握が困難な場合は、環境省の通知の中で示されている「立法メートル」を「トン」に換算する率を参考にして換算し、報告すること。
- (9) その他、詳しいことは環境省の通知を参照すること。

（参考）環境省通知 http://www.env.go.jp/recycle/waste/nt_061227006.pdf

3. 提出方法

- (1) 提出先 長崎県県民生活環境部資源循環推進課 (〒850-8570 長崎市尾上町3-1)
- (2) 提出方法 郵送、FAX、e-mailによる送信又は持参
FAX番号 095-824-4781
e-mailアドレス manifest16100@pref.nagasaki.lg.jp
- (3) 提出期間 毎年4月1日から6月30日
- (4) 提出部数 1部
- (5) 報告様式 以下の方法で入手できる。
- ①長崎県ホームページ(アドレス <http://www.pref.nagasaki.jp>)内の「電子申請」－「申請書ダウンロードサービス」をクリックする
 - ②「キーワード検索」に「産業廃棄物管理票」と入力し検索若しくは、「組織別に検索」の「県民生活環境部」をクリックし、「組織別一覧」の「資源循環推進課」をクリックする。
 - ③「【産業廃棄物管理票関係】産業廃棄物管理票交付等状況報告書」からダウンロードできる。

※紙(FAX可)又は電子データ(EXCEL、PDF)のどちらでも受理するが、電子データを郵送又は持参される場合はCD-R/RW等の記録媒体に保存して提出すること。

別表 1

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類

産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
1 燃え殻	1 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）
2 汚泥	2 廃酸（pH2.0以下のもの）
3 廃油	3 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）
4 廃酸	4 感染性産業廃棄物
5 廃アルカリ	5 特定有害産業廃棄物
6 廃プラスチック類	6 輸入廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの及び当該ばいじんを処分するために処理したもの。（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
7 紙くず（※）	7 廃棄物焼却炉である特定施設において輸入廃棄物の償却に伴って発生したばいじん又は燃え殻（これらに含まれるダioxin類の量がダioxin類対策特別措置法第24条第1項に定める基準を超えるもの）及びこれらを処分するために処理したもの。（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
8 木くず（※）	8 廃棄物焼却炉である特定施設（廃ガス洗浄施設を有するもの。）において輸入廃棄物の焼却に伴って発生した汚泥（廃ガス洗浄施設から排出されたものに限る。）でダioxin類を含むもの及び当該汚泥を処分するために処理したもの。（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
9 繊維くず（※）	9 ばいじん（集じん施設によって集められたものであって、輸入廃棄物であるものに限る。）
10 動植物性残さ（※）	10 燃え殻（輸入廃棄物に限る。）であってダioxin類を含むもの。（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
11 動物系固形不要物（※）	11 汚泥（輸入廃棄物に限る。）であってダioxin類を含むもの。（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
12 ゴムくず	
13 金属くず	
14 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
15 鋳さい	
16 がれき類	
17 動物のふん尿（※）	
18 動物の死体（※）	
19 ばいじん	
20 13号廃棄物（前項の廃棄物及び輸入された廃棄物を処分するために処理したもの。）	

※特定の事業活動に伴って排出されたものに限る。詳細は（公財）日本産業廃棄物処理振興センターのホームページ（下記 URL 参照）で確認のこと。

<http://www.jwnet.or.jp/waste/knowledge/bunrui.html>